

平成 2 7 年

第 2 回 臨時市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	専決処分の承認について (阿久根市税条例等の一部を改正する条例)	1
2	専決処分の承認について (阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	1 4
3	専決処分の承認について (平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第10号))	別 冊
4	専決処分の承認について (平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
4 0	教育長の任命について	1 7
4 1	監査委員の選任について	別 紙

報告第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月8日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第1号

阿久根市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布されたこと等に伴い，阿久根市税条例等の一部改正について専決処分する。

阿久根市条例第20号

阿久根市税条例等の一部を改正する条例

(阿久根市税条例の一部改正)

第1条 阿久根市税条例(昭和45年阿久根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))

(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第36条の2第8項中「市町村内」を「市内」に改め、「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第40条第1項中「12月1日から同月25日まで」を「12月1日から同月28日まで」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

第72条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条の2第1項第1号及び第74条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人

番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附

金を受領する地方団体の長に対し，同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は，当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは，同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに，当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し，施行規則で定めるところにより，当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は，申告特例対象年の翌年の1月31日までに，法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは，当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し，施行規則で定めるところにより，申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が，法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において，同項前段の規定の適用を受けるときは，前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は，当該申告特例の求めを行った者に対し，その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

- 第9条の2 当分の間，所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては，法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を，第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第

15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）

中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（阿久根市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 阿久根市税条例等の一部を改正する条例（平成26年阿久根市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中阿久根市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条 第 2 号 ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 1 条第 3 号中「第 8 2 条の改正規定」を「第 8 2 条第 2 号アの改正規定（「2 輪のもの（側車付のものを含む。））」に係る部分を除く。）」に、「附則第 3 条」を「附則第 3 条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 2 条第 1 項及び」の次に「第 8 2 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定（「2 輪のもの（側車付のものを含む。））」に係る部分に限る。）並びに同条第 3 号の改正規定並びに」を加え、「附則第 4 条」を「附則第 3 条第 2 項、第 4 条」に改める。

附則第 3 条中「第 8 2 条」を「第 8 2 条第 2 号ア（「2 輪のもの（側車付のものを含む。））」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 新条例第 8 2 条第 1 号、第 2 号ア（「2 輪のもの（側車付のものを含む。））」に係る部分に限る。）及び第 3 号の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 5 条の表中「附則第 1 6 条」を「附則第 1 6 条第 1 項」に、「平成 2 6 年条例第 1 5 号」を「平成 2 6 年阿久根市条例第 1 5 号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中阿久根市税条例等の一部を改正する条例附則第 1 条第 3 号及び第 4 号並びに第 3 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中阿久根市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 3 6 条の

2 第 8 項，第 5 1 条第 2 項各号，第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号，第 6 3 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号，第 7 2 条第 2 項第 1 号，第 7 4 条の 2 第 1 項第 1 号，第 7 4 条の 3 第 1 項第 1 号，第 8 9 条第 2 項第 2 号，第 9 0 条第 2 項第 1 号，第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 1 4 9 条第 1 号の改正規定並びに附則第 1 0 条の 3 第 1 項第 1 号，第 2 項第 1 号，第 3 項第 1 号，第 4 項第 1 号，第 5 項第 1 号，第 6 項第 1 号，第 7 項第 1 号，第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに附則第 2 条第 2 項及び第 6 項，第 3 条第 2 項，第 4 条第 1 項，第 5 条及び第 6 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き，第 1 条の規定による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は，平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成 2 6 年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例第 5 1 条第 2 項第 1 号の規定は，前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例附則第 9 条の規定は，市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例附則第 9 条の 2 の規定は，平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中法人の市民税に関する部分は，この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

6 新条例第 3 6 条の 2 第 8 項の規定は，附則第 1 条第 2 号に掲げる

規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の阿久根市税条例（以下「旧条例」という。）36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第72条第2項第1号、第74条の2第1項第1号並びに第74条の3第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第72条第2項に規定する申請書又は新条例第74条の2第1項及び第74条の3第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第72条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条の2第1項及び第74条の3第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対し

て課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第149条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

報告第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 8 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第 2 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に
より，次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が公布
されたことに伴い，阿久根市国民健康保険税条例の一部改正について
専決処分する。

阿久根市条例第21号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第26条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

第31条第2項中「普通徴収の方法により保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」を「納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年阿久根市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1条に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

議案第40号

教育長の任命について

下記の者を，教育長に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により，議会の同意を求める。

平成27年5月8日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	*****
氏 名	原 田 正 美
生年月日	昭和**年**月**日

提案理由

欠員中の教育長に 原 田 正 美 氏を任命しようとするものである。

議案第40号参考

原 田 正 美 氏 の 履 歴

現 住 所 * * * * * * * * * * * * *

生 年 月 日 昭 和 * * 年 * * 月 * * 日

学 歴

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

職 歴

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

昭 和 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *

平 成 * * 年 * * 月 * * * * * * * * * * * * *